



目 次

規 則	ページ
◎高知県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則	1
告 示	
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の事業の廃止の届出 (福祉指導課)	9
○漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出 (漁業管理課)	9
○公共測量の終了の通知 (用地対策課)	9
○道路の区域変更 (道 路 課)	9
○道路の供用開始 (〃)	9
公 告	
○都市計画の決定の図書の縦覧 (都市計画課)	9
○開発行為に関する工事の完了 (〃)	9
高知県選挙管理委員会告示	
○政治団体設立の届出	10
○政治団体異動の届出 (2件)	10
○政治団体解散の届出	11

規 則

高知県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年10月1日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第49号

高知県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

高知県食品衛生法施行細則（昭和48年高知県規則第37号）の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「ただし」を「ただし、法第53条第2項、政令第5条第2項、省令第67条」に、「第6条、第10条、第14条、第16条及び第17条」を「第14条及び第17条第1項」に改める。

第3条中「第9条第1項ただし書に規定する」を「第9条第1項ただし書の」に、「第19条第1項」を「第19条」に改める。

第5条の見出しを「（検査命令書）」に改める。

第6条の見出し中「申請」を「申請書」に改め、同条中「第5

条第2項に規定する」を「第5条第2項の」に改める。

第7条を次のように改める。

（食品衛生管理者の設置及び変更の届書）

第7条 省令第49条第1項の食品衛生管理者の届書は、別記第3号様式によるものとする。

第10条の見出し中「申請」を「申請手続」に改め、同条中「第67条に規定する」を「第67条の」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の営業の許可の申請書には、省令第67条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項のほか、食品衛生管理者又は食品衛生責任者の氏名及び資格等、生食用食肉の取扱いに関する事項並びに認定生食用食肉取扱者（法第24条第1項に規定する都道府県知事等が生食用食肉を取り扱う者として適切であると認められた者をいう。第17条第2項において同じ。）の氏名、生年月日及び登録番号を記載しなければならない。

第11条第1項中「規定による」を削り、「以下」を「次項において」に、「前条」を「前条第1項」に改め、同条第2項中「のとおり」を「に定めるとおり」に改める。

第12条の見出しを「（営業許可証の交付）」に改め、同条中「第52条第2項の規定による」を「第52条第1項の」に、「別記第6号様式による食品営業許可証」を「別記第5号様式による営業許可証」に改める。

第14条中「規定による」及び「（第16条において「許可営業者」という。）」を削り、「紛失又はき損したときは、別記第7号様式による営業許可証再交付申請書により」を「紛失し、又は毀損したときは、別記第6号様式による営業許可証再交付申請書を提出して」に改める。

第16条を次のように改める。

（相続、合併又は分割による許可営業者の地位の承継の届出手続）

第16条 省令第68条第1項、第69条第1項又は第70条第1項の許可営業者の地位の承継の届出書は、別記第7号様式から別記第9号様式までによるものとする。

2 前項の許可営業者の地位の承継の届出書には、省令第68条第1項各号、第69条第1項各号又は第70条第1項各号に掲げる事項のほか、食品衛生責任者の氏名及び資格等を記載しなければならない。

第17条の見出し中「届出」を「届出手続」に改め、同条中「別記第11号様式」を「別記第10号様式」に、「行わなければ」を「しなれば」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の営業許可申請事項変更届には、変更があった事項のほか、食品衛生管理者又は食品衛生責任者の氏名及び資格等、生食用食肉の取扱いに関する事項並びに認定生食用食肉取扱者の氏名、生年月日及び登録番号を記載しなければならない。

第18条を次のように改める。

（休業、廃業等の届出書）

第18条 条例第6条第1項の休業又は廃業の届出書は、別記第11号様式によるものとする。

2 条例第6条第2項の営業の再開の届出書は、別記第12号様式によるものとする。

別表の1の表中

「めん類」

を

「麺類」

に、「めん類」を「麺類」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記

第1号様式（第5条関係）

高知県達 第 号

(住所)
(氏名又は名称) 様

食品衛生法第26条第1項の規定により、下記のとおり検査を受けるべきことを命じます。

年 月 日

保健所長 印

記

- 1 検査を受けるべき者の氏名及び住所（法人の場合は、名称、代表者の職・氏名及び主たる事務所の所在地）
- 2 検査を受けるべき製品の名称
- 3 製造所又は加工所の名称及び所在地
- 4 検査を受けるべき製品の製造又は加工の期間
- 5 不良違反理由
- 6 検査を受けるべきことを命ずる具体的理由
- 7 その他

備考 「不良違反理由」欄は、食品衛生法第26条第1項各号のうち、検査を受けるべき製品が該当するものを記入する。

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

保健所長 様

申請者 住所
氏名

年 月 日生

(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の職・氏名)

電話番号

検査申請書

食品衛生法第26条第1項の規定による検査を受けたいので、食品衛生法施行令第5条第2項の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

製品の名称	
製造所又は加工所の所在地	
製造所又は加工所の名称	
製造又は加工の年月日	年 月 日
申請数量	
備考	

注 同一の命令について既に検査の申請を行い、検査命令書の写しを提出している場合を除き、検査命令書の写しを添えてください。

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

高知県知事 様

届出者 住所
フリガナ
氏名
年 月 日生
(法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名)
電話番号

食品衛生管理者設置等届

食品衛生管理者の設置等について、食品衛生法第48条第8項の規定により次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

設置又は変更の別	設置 ・ 変更	
設置又は変更の年月日	年 月 日	
施設の所在地		
施設の名称		
食品衛生法施行令第13条に規定する食品又は添加物の名称		
食品衛生管理者	住所 フリガナ 氏名	
	生年月日	年 月 日
	食品衛生法第48条第6項各号に掲げる資格の種類	
	職名	
	職種	
	職務内容	
変更の場合は、変更前の食品衛生管理者の氏名		

- 注 1 「設置又は変更の別」欄は、該当するものを○で囲んでください。
 2 次に掲げる書類を添えてください。
 (1) 食品衛生管理者の履歴書
 (2) 食品衛生管理者が食品衛生法第48条第6項各号のいずれかに該当することを証する書面
 (3) 食品衛生管理者と営業者との関係を証する書面
 3 食品衛生管理者を置き、若しくは自ら食品衛生管理者となり、又は食品衛生管理者を変更した日から15日以内に届け出てください。

第4号様式（第10条関係）

年 月 日

保健所長 様

申請者 郵便番号
住所
フリガナ
氏名
年 月 日生
(法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名)
電話番号

営業許可申請書

食品衛生法第52条第1項の規定により営業の許可を受けたいので、食品衛生法施行規則第67条第1項又は第2項の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

新規又は継続の別	新規 ・ 継続		
営業所の所在地	電話番号		
営業所の名称、屋号又は商号			
営業設備の概要	別紙のとおり		
生食用食肉の取扱いの有無	有（加工 ・ 調理） ・ 無		
認定生食用食肉取扱者	フリガナ 氏名		
	生年月日	年 月 日	
	登録番号	第 号	
許可番号及び許可年月日		営業の種類	備考
1	第 号 年 月 日		
2	第 号 年 月 日		
3	第 号 年 月 日		
4	第 号 年 月 日		
5	第 号 年 月 日		
申請者の欠格事由	1 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者であること。		
	2 食品衛生法第54条から第56条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者であること。		

（裏面）

- 注 1 「新規又は継続の別」欄は、新たな営業の許可の申請の場合は「新規」を、引き続いで同一の営業の許可の申請の場合は「継続」を○で囲んでください。
- 2 「営業所の名称、屋号又は商号」欄は、フリガナを付けてください。
- 3 「営業設備の概要」欄は、新規の場合にのみ別紙に記載して添えてください。
- 4 「生食用食肉の取扱いの有無」欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 5 「許可番号及び許可年月日」欄は、継続の場合にのみ現に受けている許可について記入してください。
- 6 「営業の種類」欄は、食品衛生法施行令第35条各号に規定する営業名を記入し、継続の場合は、高知県食品衛生法施行細則別表に規定する細分業種名を併せて記入してください。
- 7 「備考」欄は、食品衛生管理者又は食品衛生責任者の氏名及び資格等を記入してください。
- 8 「申請者の欠格事由」欄は、法人の場合は、その業務を行う役員を含むものとし、当該事実がないときは「なし」と記入し、当該事実があるときはその内容を記入してください。
- 9 次に掲げる書類を添えてください。
- (1) 新規の場合
- ア 営業所から半径200メートル以内における地物の状況を明らかにした図面
 - イ 営業設備の配置平面図及び構造を記載した図面
 - ウ 構造及び設備の仕様書
 - エ アからウまでに掲げる書類のほか、次に掲げる書類
 - (ア) 法人の場合は、登記事項証明書
 - (イ) 生食用食肉の加工又は調理を行う場合は、生食用食肉の加工又は調理を行う場所の平面図及び生食用食肉の加工を行う施設において、生食用食肉の加熱殺菌を行うため、肉塊の表面から1センチメートル以上の部分までを摂氏60度で2分間以上加熱する方法又はこれと同等以上の殺菌方法を行うことができることを証する書類
 - (ウ) 製造業の場合は、使用する器具及び機械の種類及び個数並びに使用添加物の名称及び用途を記載した書類
 - (エ) 乳処理業又は特別牛乳搾取処理業の場合は、1日の乳処理予定数量並びに殺菌温度及び殺菌時間を記載した書類
 - (オ) 清涼飲料水製造業、乳製品製造業、乳酸菌飲料製造業、アイスクリーム類製造業又はマーガリン製造業の場合は、製品の種類及び原料品目を記載した書類
 - (カ) 水道水以外の水を使用するときは、水質検査成績書
- (2) 継続の場合
- 水道水以外の水を使用するときは、水質検査成績書

第5号様式（第12条関係）

営業許可証

食品衛生法第52条の規定により、次のとおり許可します。

許可の有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

許可番号 第 号

営業所の名称、屋号又は商号

営業の種類

生食用食肉の取扱いの有無

営業者の氏名又は名称

営業所の所在地

許可の条件

年 月 日

保健所長

印

第6号様式（第14条関係）

年 月 日

保健所長 様

申請者 住所
フリガナ
氏名

年 月 日生

（法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名）

電話番号

営業許可証再交付申請書

高知県食品衛生法施行細則第14条の規定に基づき営業許可証の再交付を受けたいので、
次のとおり申請します。

営業所の所在地	
営業所の名称、屋号又は商号	
営業の種類	
申請理由	紛失した ・ 毀損した

- 注 1 「営業の種類」欄は、食品衛生法施行令第35条各号に規定する営業名を記入してください。
- 2 「申請理由」欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 3 営業許可証を毀損したときは、その営業許可証を添えてください。

第7号様式（第16条関係）

年 月 日

保健所長 様

届出者 住所
フリガナ
氏名

年 月 日生

被相続人との続柄
電話番号

相続による地位承継届

食品衛生法第53条第1項の規定により相続により許可営業者の地位を承継しましたので、
同条第2項の規定により次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

被相続人	住所	
	氏名	
相続開始年月日		年 月 日
営業所の所在地		電話番号
営業所の名称、屋号又は商号		
営業の種類		
細分業種		
食品衛生責任者	フリガナ 氏名	
	資格等	
現に交付を受けている 営業許可証の記載事項	許可の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
	許可番号	第 号
	許可年月日	年 月 日

- 注 1 「営業の種類」欄は食品衛生法施行令第35条各号に規定する営業名を、「細分業種」欄は高知県食品衛生法施行細則別表に規定する細分業種名を記入してください。
- 2 次に掲げる書類を添えてください。
- (1) 戸籍謄本
 - (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により許可営業者の地位を承継すべき相続人として選定されたときは、その全員の同意書
 - (3) 営業許可証

第8号様式（第16条関係）

年 月 日

保健所長 様

届出者 主たる事務所の所在地
フリガナ
名称
代表者の職・氏名
電話番号

合併による地位承継届

食品衛生法第53条第1項の規定により合併により許可営業者の地位を承継しましたので、同条第2項の規定により次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

合併により消滅した法人	主たる事務所の所在地	
	フリガナ 名称	
	代表者の職・氏名	
合併年月日		年 月 日
営業所の所在地		電話番号
営業所の名称、屋号又は商号		
営業の種類		
細分業種		
食品衛生責任者	フリガナ 氏名	
	資格等	
現に交付を受けている営業許可証の記載事項	許可の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
	許可番号	第 号
	許可年月日	年 月 日

- 注 1 「営業の種類」欄は食品衛生法施行令第35条各号に規定する営業名を、「細分業種」欄は高知県食品衛生法施行細則別表に規定する細分業種名を記入してください。
- 2 次に掲げる書類を添えてください。
- (1) 合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書
 - (2) 営業許可証

第9号様式（第16条関係）

年 月 日

保健所長 様

届出者 主たる事務所の所在地
フリガナ
名称
代表者の職・氏名
電話番号

分割による地位承継届

食品衛生法第53条第1項の規定により分割により許可営業者の地位を承継しましたので、同条第2項の規定により次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

分割前の法人	主たる事務所の所在地	
	フリガナ 名称	
	代表者の職・氏名	
分割年月日		年 月 日
営業所の所在地		電話番号
営業所の名称、屋号又は商号		
営業の種類		
細分業種		
食品衛生責任者	フリガナ 氏名	
	資格等	
現に交付を受けている営業許可証の記載事項	許可の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
	許可番号	第 号
	許可年月日	年 月 日

- 注 1 「営業の種類」欄は食品衛生法施行令第35条各号に規定する営業名を、「細分業種」欄は高知県食品衛生法施行細則別表に規定する細分業種名を記入してください。
- 2 次に掲げる書類を添えてください。
- (1) 分割により営業を承継した法人の登記事項証明書
 - (2) 営業許可証

第10号様式（第17条関係）

年 月 日

保健所長 様

届出者 郵便番号
住所
フリガナ
氏名

年 月 日生

（法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名）
電話番号

営業許可申請事項変更届

次のとおり変更がありましたので、食品衛生法施行規則第71条の規定により関係書類を添えて届け出ます。

変更があった事項		住所等・氏名等・営業所の名称等・営業設備の概要	
営業所の所在地		電話番号	
営業所の名称、屋号又は商号			
生食用食肉の取扱いの有無		有（加工・調理） ・ 無	
認定生食用食肉取扱者	フリガナ 氏名		
	生年月日	年 月 日	
	登録番号	第 号	
許可番号及び許可年月日		営業の種類	備考
1	第 号 年 月 日		
2	第 号 年 月 日		
3	第 号 年 月 日		
4	第 号 年 月 日		
5	第 号 年 月 日		
変更内容	変更事項		
	変更前		
	変更後		
変更年月日		年 月 日	
その他参考事項			

（裏面）

- 注 1 「変更があった事項」欄及び「生食用食肉の取扱いの有無」欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 2 「営業所の名称、屋号又は商号」欄は、フリガナを付けてください。
- 3 「営業の種類」欄は、食品衛生法施行令第35条各号に規定する営業名を記入してください。
- 4 「備考」欄は、食品衛生管理者又は食品衛生責任者の氏名及び資格等を記入してください。
- 5 次に掲げる書類を添えてください。
 (1) 営業設備に変更があったときは、その内容を記載した図面（変更があった部分を朱書してください。）
 (2) 営業許可証

第11号様式（第18条関係）

年 月 日

保健所長 様

届出者 住所
フリガナ
氏名

年 月 日生

(法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名)
電話番号

営業休業等届

営業の休業等について、高知県食品衛生法施行条例第6条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

休業又は廃業の別	休業 ・ 廃業
営業所の所在地	
営業所の名称、屋号又は商号	
営業の種類	
休業又は廃業の年月日	年 月 日
休業の予定期間	年 月 日から 年 月 日まで

- 注 1 「休業又は廃業の別」欄は、該当するものを○で囲んでください。
 2 「営業の種類」欄は、食品衛生法施行令第35条各号に規定する営業名を記入してください。
 3 休業期間が未定の場合は、「休業の予定期間」欄は記入する必要はありません。
 4 営業を廃業したときは、営業許可証を添えてください。

第12号様式（第18条関係）

年 月 日

保健所長 様

届出者 住所
フリガナ
氏名

年 月 日生

(法人の場合は、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の職・氏名)
電話番号

営業再開届

営業を再開しますので、高知県食品衛生法施行条例第6条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

営業所の所在地	
営業所の名称、屋号又は商号	
営業の種類	
再開予定年月日	年 月 日

- 注 1 「営業の種類」欄は、食品衛生法施行令第35条各号に規定する営業名を記入してください。
 2 営業を再開する日の5日前までに届け出てください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の高知県食品衛生法施行細則別記様式は、この規則による改正後の高知県食品衛生法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

告 示

高知県告示第588号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成25年10月1日

高知県知事 尾崎 正直

廃止年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
平成25年8月31日	特定非営利活動法人HANDS高知 土佐市高岡町乙790-38	特定非営利活動法人HANDS高知 土佐市高岡町乙790-38 訪問介護

高知県告示第589号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成25年10月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 届出事項
 - (1) 発起人の住所及び氏名
 - 幡多郡大月町 倉口 徹
 - 〃 梶原 祐吉
 - 〃 梶原 一途
 - (2) 加入区の名称
大浦加入区
 - (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同

組合の名称

すくも湾漁業協同組合

- 2 指定漁船調書の縦覧
 - (1) 縦覧期間
平成25年10月1日から同月16日まで
 - (2) 縦覧場所
すくも湾漁業協同組合大浦支所

高知県告示第590号

田野町長から平成25年7月高知県告示第500号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が平成25年8月28日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成25年10月1日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第591号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成25年10月1日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年10月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大久保伊尾木
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸市奈比賀字小鯛ケ淵1753番28から 安芸市奈比賀字小鯛ケ淵1753番8地先まで	前	4.7 9.1	127
	後	4.7 11.5	

高知県告示第592号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、平成25年10月1日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年10月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高知伊予三島

3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
土佐郡大川村高野字クロスタ247番3	40	平成25年10月1日

高知県告示第593号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、平成25年10月1日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年10月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大久保伊尾木
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
安芸市奈比賀字小鯛ケ淵1753番28から 安芸市奈比賀字小鯛ケ淵1753番8地先まで	127	平成25年10月1日

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により室戸市から都市計画の決定の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

平成25年10月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 都市計画の種類
室戸都市計画火葬場
- 2 縦覧場所
高知県土木部都市計画課及び室戸市役所

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。
平成25年10月1日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成25年5月17日 25高幡土開第2号	四万十市具同字東ノ 丁361番1ほか（7 工区、8工区、9工 区）	香川県高松市円座 町1001番地 株式会社マルナカ 代表取締役 中 山 明憲

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第64号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により次のとおり届出があった。
平成25年10月1日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信
政党（国会議員関係政治団体とみなされる政党以外の政党）

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党高知県安芸郡第一支部	浜田 英宏	竹崎 知之武	安芸郡奈半利町乙1750番地	平25・8・6
自由民主党高知県遺族会支部	中内 桂郎	西本 昌弘	高知市吸江213	平25・8・13

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
上岡正後援会	上岡 正	上岡 正	四万十市中村本町一丁目18	平25・8・26

高知県選挙管理委員会告示第65号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により次のとおり異動の届出があった。
平成25年10月1日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信
その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

区分	名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
異動前	池田牧子後援会	異動なし	異動なし	吾川郡いの町3630	平25・7・12
異動後				吾川郡いの町元町57	
異動前	山崎司後援会	異動なし	山崎 加代美	異動なし	平25・8・2
異動後			橋本 公恵		
異動前	佐藤正久・宇都隆史を支える高知の会	異動なし	異動なし	南国市篠原57-1	平25・8・6
異動後				高岡郡越知町越知甲1726	
異動前	福島登後援会	井上 良雄	異動なし	異動なし	平25・8・12
異動後		井上 久史			
異動前	黒木茂後援会	面村 信之	異動なし	異動なし	平25・8・14
異動後		松崎 幹夫			

高知県選挙管理委員会告示第66号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により次のとおり異動の届出があった。

平成25年10月1日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党

名称	異動事項	異動前	異動後	届出年月日
自由民主党高知県第二選挙区支部	主たる事務所の所在地	南国市篠原57-1	高知市介良乙278-1	平25・8・6

法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

名称	異動事項	異動前	異動後	届出年月日
中谷元後援会	主たる事務所の所在地	南国市篠原57-1	高知市介良乙278-1	平25・8・6

高知県選挙管理委員会告示第67号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により次のとおり解散の届出があった。

平成25年10月1日

高知県選挙管理委員会委員長 恒石 好信

その他の政治団体

名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	政治団体でなくなった理由	届出年月日
堀見和道と共にチーム佐川を創る会	高岡郡佐川町甲1497番地1	堀見 和道	解散	平25・8・20